学校法人東京医科大学内部通報に関する規程

令和4年6月1日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人東京医科大学(以下「本学」という。) の役職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為や本学の諸規程に違反する行為及び医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合(以下「不正行為等」という。)に関する通報(以下、「通報」という。)の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンスの強化に資することを目的とする。

(役職員等の定義)

- 第2条 この規程で「役職員等」とは次の各号の者をいう。
 - (1) 職員
 - (2) 嘱託職員
 - (3) 臨時職員等期間を定めて雇用される者
 - (4) 派遣労働者
 - (5) 学生
 - (6) 本学の取引業者
 - (7) 役員
 - (8) 過去1年以内に第1号から第6号に掲げる身分又は関係にあった者

第2章 通報処理体制

(通報窓口及び利用方法)

- 第3条 役職員等からの通報を受ける窓口は、本学の内部監査室及び外部機関とし、その名称及び利用方法は掲示その他の方法で周知する。
- 2 前項に定める通報窓口において受け付ける通報に関して通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者を公益通報対応業務従事者と定め、当該職員に事前に通知するものとする。
- 3 公益通報対応業務従事者は、正当な理由がなく、その通報対応業務に関して知り得た事項であって通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報の取扱い)

(調査)

- 第4条 通報は、原則として顕名によるものとし、匿名による通報があった場合には、通報の内容に 応じて、顕名による通報に準じた取扱いをするものとし、通報者の氏名等を調査しないものとす る。
- 2 役員に関する通報及び役員からの通報は、監事に報告する。ただし、通報対象となった監事については、この限りではない。
- 3 前項の通報を除く役職員等に関する通報は、理事長に報告する。
- 4 調査是正措置が及ばない本学以外で発生した通報については対象としない。
- 第5条 役員に関する通報及び役員からの通報に係る事実関係の調査は、監事が行う。監事は、必要に応じ、通報者の同意を得て外部機関の弁護士及び監事が設ける調査チームと共同して調査を行うことができる。ただし、通報対象となった監事など通報に関係する者は、調査に関わることはできない。
- 2 前項の監事の調査により確認された役員に関する重要な通報については、理事会が審議する。この場合、理事会は更に必要があると認めるときは、別途設置する第三者委員会等に調査を依頼することができる。
- 3 第1項を除く役職員等に関する通報に係る事実関係の調査は、内部監査室が行う。内部監査室は、理事長の指示に基づき、通報者の同意を得て外部機関の弁護士及び関連部署からなる調査チームと共同して調査を行うことができる。ただし、通報に関係する者は、調査に関わることはできな

11

- 4 前項の内部監査室の調査により確認された職員等に関する事案について、特に重要と認めるとき は、理事長が、学校法人東京医科大学内部監査委員会に諮問することができる。内部監査委員会に 関する事項は、別に定める。
- 5 第1項及び第3項の通報に関係する職員とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 法令等違反行為の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者
 - (2) 通報者または被通報者と親族関係にある者
 - (3) その他、公正な対象事案の調査や法令違反行為の是正措置等の検討の実施を阻害しうる者 (協力義務)
- 第6条 各部署は、監事及び内部監査室による通報内容の事実関係の調査に協力しなければならない。

(是正措置)

- 第7条 調査の結果、役員の不正行為等が明らかになった場合は、理事会は、速やかに是正措置及び 再発防止措置を講じなければならない。
- 2 調査の結果、前項を除く役職員等の不正行為等が明らかになった場合は、理事長は、速やかに是 正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 3 理事会又は理事長は法令等違反行為の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能 していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。

(学内処分)

- 第8条 調査の結果、役員の不正行為等が明らかになった場合は、理事会は、当該行為に関与した者 に対し、寄附行為、理事の内部規律に従って、処分を課すことができる。
- 2 調査の結果、第2条第1項第1号から第3号にかかげる者の不正行為等が明らかになった場合 は、理事長は、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。
- 3 調査の結果、学生の不正行為等が明らかになった場合は、当該学生が在籍する学校の長は、当該 行為に関与した学生に対し、学則に従って、処分を課すことができる。

第3章 責務

(通報者の保護)

- 第9条 役職員等は、通報した者は誰であるか、通報に関する調査に協力した者が誰であるかを探索 してはならない。
- 2 役職員等は、通報したことを理由として、通報した役職員等に対して解雇その他いかなる不利益 扱いも行ってはならない。
- 3 理事長は、職員等が通報したことを理由として、当該職員等の職場等の環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。
- 4 理事長は、通報した役職員等に対して不利益扱いや嫌がらせ等を行った第2条第1項第1号から 第3号にかかげる役職員等(通報者の上司、同僚等を含む。)がいた場合は、就業規則に従って、 処分を課すことができる。
- 5 前項において不利益扱いや嫌がらせ等を行った者が学生の場合は、当該学生が在籍する学校の長は、学則に従って、処分を課すことができる。
- 6 第4項において不利益扱いや嫌がらせ等を行った者が役員の場合は、理事会は、寄附行為、理事 の内部規律に従って、処分を課すことができる。

(個人情報の保護)

- 第10条 理事長及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報 を開示してはならない。理事長は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し就業規則に従っ て、処分を課すことができる。
- 2 前項において正当な理由なく個人情報を開示した者が役員の場合は、理事会は、寄附行為、理事 の内部規律に従って、処分を課すことができる。 (通知)
- 第11条 理事長は、通報者に対し、調査結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)及び調査協力者のプライバシー等に配慮しつつ、遅滞なくその概要を通知するものとする。ただし、役員に係る通報事案について

は、監事がこれを行うものとする。

(不正な目的)

- 第12条 役職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報、その他不正な目的の通報を行ってはならない。そのような通報を行った者に対し、理事長は、就業規則に従って、処分を課すことができる。
- 2 第1項の通報を行った者が学生の場合は、当該学生が在籍する学校の長は学則に従って、処分を 課すことができる。
- 3 第1項の通報を行った者が役員の場合は、理事会は、寄附行為、理事の内部規律に従って、処分 を課すことができる。

第4章 雑則

(責任者)

第13条 この規程の運用に際しては、理事長を責任者とする。ただし、役員に係る通報事案については、監事を責任者とする。

(法令の準拠)

第14条 この規程に定めのない事項は公益通報者保護法、公益通報者保護法に基づく指針その他の法令等に従う。

(改廃)

第15条 この規程は理事会が決議し、監事全員の同意を経た上で理事長が行う。